

議案第103号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年12月20日

三朝町長 安田真一郎

平成7年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「精神保健法（昭和25年法律第123号）第3条」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。